


Print Free レンタルサービス 利用申込書

※お客様は赤枠欄をご記入・ご捺印下さい。

申込日 年 月 日

住所 ・ 会社名 ・ 代表者名	フリガナ	TEL	-		
	〒 -	FAX	-		
	印	担当者	役職	氏名	
		担当者携帯		-	
		パソコンメールアドレス		@	
		業種			
		設立	年 月 日	拠点数	
設置場所 ※上記住所と異なる場合記入 拠点名:	〒 - □ 同上	売上 決算月	売上高	決算月	
		代表者 生年月日	年 月 日	万円 月	
		パソコン 台数	台		
		スキャナ	利用する	・ 利用しない	
		FAX	利用する	・ 利用しない	
設置場所 TEL		固定IP アドレス	. . .		
設置場所 FAX		設置場所 担当者			
設置場所パソコン メールアドレス	@	設置場所 担当者:携帯	- -		
機種	機種NO	月額レンタル料	契約台数	レンタル料金	
	最大A3・2段トレイ・両面スキャン	22,000円(税別)	台	円	
			台	円	
レンタル契約 小計			台	円	
契約期間(入金日)	年 月 日 ~ 年 月 日	消費税(8%)	円		
2回目以降 支払方法	口座振替・請求書 ※請求書支払の場合、振込手数料はお客様負担となります。	毎回レンタル金額 合計	円		
2回目以降 口座振替開始日	年 月 日 ※毎月12日に口座振替となります。(振替手数料はGIC負担)	初回3ヶ月分	(3ヶ月分) 円		
希望納品日	年 月 日 () 午前・午後	月間印刷:予想枚数	枚		
設置フォロー 希望日	年 月 日 () 時頃				
GIC-NO	新規・既存 NO.	<備考>			
<p>■初回レンタル料金を下記のどちらかの銀行にお振込み下さい。 お振込確認後、約1週間以内に商品をお届けいたします。 また、振込明細書をFAXして下さい → FAX:0120-12-1331</p>					
振込先	北洋銀行 本店営業部 普通預金 口座番号:6543780 株式会社 GIC Japan (ジーアイシージャパン)	三菱東京UFJ銀行 札幌中央支店 普通貯金 口座番号:0025936 株式会社 GIC Japan (ジーアイシージャパン)			

株式会社 GIC Japan  事業部 〒064-0953 札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34 TEL011-643-1239 FAX011-643-1899 Mail: print@gic.co.jp	<担当BA>
	<GIC担当>

PrintFree® レンタル約款

株式会社GIC Japan(以下「甲」という)が所有するプリンタ他、関連商品に付帯するサービスと『Print Free』の利用登録されたお客様(以下「乙」という)に対し賃貸借(レンタル)に関するレンタル約款が適用されるものとする。

第1条(目的)

甲は乙に対し、本件機械を乙が指定する場所に送付の上、乙に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条(費用負担)

甲は以下に定める費用を負担するものとする。

- 1 プリンタ・カートリッジ・インク、その他付属品
- 2 A4コピー用紙(プリンタ1台につき毎月2500枚)
- 3 レンタル物の送料
- 4 Print Freeヘルプデスク保守サービス

取扱マニュアルに従った正常な状態で、使用期間内にプリンタ本体、及び付属品が故障した場合はPrint Freeヘルプデスクでの対応とする。尚、修理及び交換が必要と判断された場合、代替品を無償提供する。この場合の運送料を含むその他諸費用は甲の負担とする。

第3条(期間及び更新)

本契約の基本レンタル期間は「1年」とし、期間満了によって終了するものとする。但し、レンタル期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙が相手方当事者に対して書面による本契約終了の意思を表示しない限り、本契約は、同様の条件で更に1年間、自動的に更新延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

第4条(本件機械の使用及び保管)

1 乙は、本件機械を甲に対し事前の書面通知により設置場所を変更することができるものとする。

2 本件機械が乙に引渡された場合、乙は、マニュアルに従い善良なる注意と管理義務をもって、本件機械のセルフメンテナンスと管理(インク補充・ヘッドクリーニング・カートリッジ交換等)を遵守するものとする。

3 乙は本件機械の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償するものとする。

第5条(使用目的)

乙は、本件機械を、原則として「自己の目的」のみの使用とし、**大量印刷や、第三者への有料印刷等のために使用しないものとする。**

第6条(お支払い方法・初期設置費用)

1 乙は、甲の指定する申込書類を提出し、初回レンタル料を甲の指定する口座に振込むものとする。

初回レンタル料は、月額レンタル料の3ヶ月分とする。

2 2回目以降のお支払方法は、甲の指定する口座振替システムまたは、請求書支払とし、口座振替の場合は毎月12日振替とする。

但し、12日が土・日・祝日の場合は、翌営業日の振替とする。

請求書支払の場合、原則、甲は乙に当年12月分までの請求書を一括発行し、乙は毎月20日までに支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。尚、翌年以降は毎年1月に12月分までの請求書を一括発行する。

3 乙は、本件機械が甲より納品された場合は、乙の責任において設置パソコン等との同期を行い使用するものとする。

第7条(中途解約等)

乙は、レンタル期間中に本契約を解約する場合は、書面によって甲に通知を行うものとする。なお、その場合の違約金は、発生しないものとする。

(1)レンタル期間の定めにかかわらず、本契約は解約受付日の当月末日を解約日として、レンタル契約を終了するものとする。

但し、初回2ヶ月前払入金分を契約応答日から2ヶ月分に充当させることができるものとし、その日を解約日とすることもできるものとする。

(2)乙が甲に対し既に支払ったレンタル料の返還は、いかなる場合でも請求できないものとする。

(3)初回ご入金日から60日以内にプリンタに不満足があり解約の場合、「60日全額返金保証制度」規定により甲は乙に入金額全額を返金するものとする。

この場合の返金に関わる振込手数料は乙負担とし相殺する。但し、複数台数導入の場合は、1企業1台限りとする。

(4)レンタル契約の解約と終了の場合、本件機材一式の送料は乙の費用負担にて甲に返却するものとする。

第8条(善管注意義務)

乙は、本件機械を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、本件機械を毀損し、又は価値を減少させてはならないものとする。

第9条(譲渡・転貸等の禁止)

乙は、本件機械を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとする。

第10条(本件機械の滅失・毀損)

乙は、本件機械の引渡後、返還までの間に、本件機械が、乙の責めに帰すべき事由であるかを問わず滅失(修理が不可能又は著しく困難な場合を含みます)又は毀損した場合、乙は、甲に対し、当該滅失又は毀損による損害を賠償するものとする。

前項の滅失又は毀損の場合、原則として、乙は、本契約の終了を主張できず、レンタル契約が終了するまでのレンタル料を一括支払いの義務を負うものとする。

第11条(解除)

乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1)甲から乙に対する連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (2)本契約の各条項に違反したとき。
- (3)当社に対する重大な過失または背信行為があったとき。
- (4)その他本契約を継続したい重大な事由が発生したとき。

第12条(本件機械の返還)

本契約が終了した場合、乙は甲に対し、本件機械を返還するものとする。尚、契約解除による場合は、甲は強制的に引渡を求めることができるものとする。

第13条(管轄裁判所)

本契約に係る紛争に関する訴訟は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第14条(付属規約)

1 本契約又は本件機械に関し、甲が別途規約を定めた場合には、当該規約は、本契約に付属するものとして本契約と同等の効力を持つものとし、乙は、当該規約に従うものとする。

2 プリンタ製造メーカーの仕様変更と価格変動に伴い、機種変更とレンタル料は、事前の通知により変更する事があるものとする。

■GICの反社会的勢力との関係遮断に関する宣言

GICは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力対応の基本方針を宣言いたします。

- ①GICは、反社会的勢力とはいかなる取引も行わず、一切の関係を遮断いたします。
- ②GICは、いかなる場合においても、反社会的勢力の関係者に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。
- ③GICは、反社会的勢力との接触に備えて、平素から警察その他の外部専門機関と緊密な連携関係を構築いたします。
- ④GICは、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。また、組織的に対応を行い、役職員の安全確保に努めます。
- ⑤GICは、反社会的勢力による不当要求などには、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事事件としての対抗措置も躊躇しません。
- ⑥GICは、反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための取引などは絶対に行いません。

PrintFree レーザープラス レンタルサービス 利用申込書

※下記項目をご記入の上、ご捺印下さい。

申込日: 年 月 日

住所 ・ 会社名 ・ 代表者名	フリガナ 〒 -	TEL	-	-
		FAX	-	-
		担当者	役職	氏名
		担当者 携帯	-	-
		パソコン メールアドレス	@	
		業 種		
設置場所 ※上記住所と異なる場合記入	〒 - □ 同上	設 立	年 月 日	拠点数
		売 上 決算月	売上高	決算月
		代表者 生年月日	年 月 日	月
		パソコン 台数		台
		固定IP アドレス	.	.
設置場所 TEL		設置場所 担当者:携帯	-	-
設置場所 FAX		設置場所 パソコン メールアドレス	@	
機 種	機種NO	月額レンタル料	契約台数	レンタル料金
	Print Free レーザープラス パック 1 (毎月:トナー4本)	32,000円 (税別)	台	円
	Print Free レーザープラス パック 2 (毎月:トナー8本)	57,000円 5% 割引 (税別)	台	円
	Print Free レーザープラス パック 3 (毎月:トナー12本)	79,200円 10% 割引 (税別)	台	円
レンタル契約 小計			台	円
契約期間 (入金日)	年 月 日 ~ 年 月 日	消費税 (8%)		円
2回目以降 支払方法	口座振替・請求書 ※請求書支払の場合、振込手数料はお客様負担となります。	毎回 レンタル金額 合計		円
2回目以降 口座振替開始日	年 月 日 ※毎月12日に口座振替となります。(振替手数料はGIC負担)	初回3ヶ月分 (税込)	(3ヶ月分)	円
希望納品日	年 月 日 () 午前・午後	トナー定期発送日	10日・20日・30日	
設置フォロー 希望日	年 月 日 () 時頃	トナー発送本数	本	
オプション	増設トレイ	45,000円 (税別)	台	円
	両面ユニット	22,500円 (税別)	台	円
			消費税 (8%)	円
オプション 小計				円
初回 振込金額合計				円
<p>■初回レンタル料金を下記のどちらかの銀行にお振込み下さい。 お振込確認後、約1週間以内に商品をお届けいたします。 また、振込明細書をFAXして下さい → FAX:0120-12-1331</p>				
振込先	北洋銀行 本店営業部 普通預金 口座番号:6543780 株式会社 GIC Japan (ジーアイシージャパン)	三菱東京UFJ銀行 札幌中央支店 普通預金 口座番号:0025936 株式会社 GIC Japan (ジーアイシージャパン)		
GIC-NO	新規・既存 NO.	<備考>		
株式会社 GIC Japan PrintFree® 事業部 〒064-0953 札幌市中央区宮の森3条11丁目1-34 TEL011-643-1239 FAX011-643-1899 Mail: print@gic.co.jp		<担当BA>		
		<GIC担当>		

レーザープラス PrintFree レンタル約款

2018/1/1 改定

株式会社GIC Japan(以下「甲」という)が所有するプリンタ他、関連商品に付帯するサービスと『Print Freeレーザープラス』の利用登録されたお客様(以下「乙」という)に対し賃貸借(レンタル)に関するレンタル約款が適用されるものとする。

第1条(目的)

甲は乙に対し、本件機械を乙が指定する場所に送付の上、乙に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条(費用負担)

1 甲の費用負担は下記とする。

- 1) プリンタ本体
- 2) トナー各色4本を毎月自動お届け(オートシップ方式)
- 3) A4コピー用紙(プリンタ1台につき毎月2500枚)
- 4) レンタル物・消耗品の送料
- 5) PrintFree ヘルプデスク保守サービス

取扱マニュアルに従った正常な状態で、使用期間内にプリンタ本体が故障した場合はPrintFree ヘルプデスクでの対応とする。尚、修理及び交換が必要と判断された場合、代替品を無償提供する。この場合の運送料含むその他諸費用は甲の負担とする。

2 乙の費用負担は下記とする。

- 1) 消耗品(追加トナー・各色ドラム・廃トナーボックス)
- 2) その他追加パーツ(給紙トレイ・両面ユニット等)

第3条(期間及び更新)

本契約の基本レンタル期間は「1年」とし、期間満了によって終了するものとする。但し、レンタル期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙が相手方当事者に対して書面による本契約終了の意思表示を示さない限り、本契約は、同様の条件で更に1年間、自動的に更新延長されるものとし、以後も同様とするものとする。

第4条(本件機械の使用及び保管)

1 乙は、本件機械を甲に対し事前の書面通知により設置場所を変更することができるものとする。

2 本件機械が乙に引渡された場合、乙は、マニュアルに従い善良なる注意と管理義務をもって、本件機械のセルフメンテナンスを遵守するものとする。

3 乙は本件機械の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、乙がその損害を賠償するものとする。

第5条(使用目的)

乙は、本件機械を、原則として「**自己の目的**」のみの使用とし、**第三者への有料印刷等のために使用しないものとする。**

第6条(お支払い方法・初期設置費用)

1 乙は、甲の指定する申込書類を提出し、初回レンタル料を甲の指定する口座に振込むものとする。

初回レンタル料は、月額レンタル料の3ヶ月分とする。

2 2回目以降のお支払方法は、甲の指定する口座振替システムまたは、請求書支払とし、口座振替の場合は毎月12日振替とする。

但し、12日が土・日・祝日の場合は、翌営業日の振替とする。

請求書支払の場合、原則、甲は乙に当年12月分までの請求書を一括発行し、乙は毎月20日までに支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。尚、翌年以降は毎年1月に12月分までの請求書を一括発行する。

3 乙は、本件機械が甲より納品された場合は、乙の責任において設置パソコン等との同期を行い使用するものとする。

但し、乙が初期設置を甲に求めた場合、乙は甲に対し初期設置費用を支払うものとする。

第7条(中途解約)

乙は、レンタル期間中に本契約を解約する場合は、書面によって甲に通知を行うものとする。なお、その場合の違約金は、発生しないものとする。

(1) レンタル期間の定めにかかわらず、本契約は解約受付日の当月末日を解約日として、レンタル契約を終了するものとする。

但し、初回2ヶ月前払入金分を契約応答日から2ヶ月分に充当させることができるものとし、その日を解約日とすることもできるものとする。

(2) 乙が甲に対し既に支払ったレンタル料の返還は、いかなる場合でも請求できないものとする。

第8条(善管注意義務)

乙は、本件機械を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、本件機械を毀損し、又は価値を減少させてはならないものとする。

第9条(譲渡・転貸等の禁止)

乙は、本件機械を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとする。

第10条(本件機械の滅失・毀損)

乙は、本件機械の引渡後、返還までの間に、本件機械が、乙の責めに帰すべき事由であるかを問わず滅失(修理が不可能又は著しく困難な場合を含みます)又は毀損した場合、乙は、甲に対し、当該滅失又は毀損による損害を賠償するものとする。

前項の滅失又は毀損の場合、原則として、乙は、本契約の終了を主張できず、レンタル契約が終了するまでのレンタル料を一括支払いの義務を負うものとする。

第11条(解除)

乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲から乙に対する連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (2) 本契約の各条項に違反したとき。
- (3) 当社に対する重大な過失または背信行為があったとき。
- (4) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第12条(本件機械の返還)

本契約が終了した場合、乙は甲に対し、本件機械を返還するものとする。尚、契約解除による場合は、甲は強制的に引渡を求めることができるものとする。

第13条(管轄裁判所)

本契約に係る紛争に関する訴訟は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第14条(付属規約)

1 本契約又は本件機械に関し、甲が別途規約を定めた場合には、当該規約は、本契約に付属するものとして本契約と同等の効力を持つものとし、乙は、当該規約に従うものとする。

2 プリンタ製造メーカーの仕様変更と価格変動に伴い、機種変更とレンタル料は、事前の通知により変更する事があるものとする。

■GICの反社会的勢力との関係遮断に関する宣言

GICは、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力対応の基本方針を宣言いたします。

①GICは、反社会的勢力とはいかなる取引も行わず、一切の関係を遮断いたします。

②GICは、いかなる場合においても、反社会的勢力の関係者に対し、金銭その他の経済的利益を提供いたしません。

③GICは、反社会的勢力との接触に備えて、平素から警察その他の外部専門機関と緊密な連携関係を構築いたします。

④GICは、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。また、組織的に対応を行い、役職員の安全確保に努めます。

⑤GICは、反社会的勢力による不当要求などには、民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害届の提出や告訴を含む刑事事件としての対抗措置も躊躇しません。

⑥GICは、反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための取引などは絶対に行いません。